

令和 2 年第 2 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和 2 年 10 月 13 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和2年第2回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和2年10月13日(火曜日)午後2時53分開会

議事日程

令和2年10月13日(火曜日)午後2時53分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 監査委員の選挙
日程第4 議案第7号
日程第5 令和2年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 監査委員の選挙
日程第4 議案第7号
日程第5 令和2年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
-

出席議員 15名

1番	鈴木康仁君	9番	小倉博君
2番	大和田寛樹君	10番	宮嶋謙君
3番	村上泰道君	11番	櫻井繁行君
4番	関口忠男君	12番	長島幸男君
5番	徳増千尋君	13番	笹目雄一君
6番	高野要君	14番	市村文男君
7番	鈴木行雄君	16番	今野貴子君
8番	櫻井健一君		

欠席議員 1名

15番 島岡宏明君

法121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	会計管理者	島田美智男君
副管理者	島田穰一君	庶務課長	高橋加通君
副管理者	坪井透君	所長	三橋信一君
副管理者	安藤真理子君		

職務のため出席した者

係長 古渡正好君 | 主幹 金子桂子君

令和2年10月13日（火曜日）

午後2時53分開会

○議長（関口忠男君） 会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えいたします。

今般の新型コロナウイルスの感染防止のため、議員及び執行部の発言を含み、議場内でのマスクの着用を許可いたします。

なお、傍聴席におきましては、飛沫感染や3密防止のため座席の間を空ける必要から、本日は7席に減らしましたことをご了解願います。マスク着用やせきエチケットについてもご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、先の石岡市長選挙で当選されました谷島洋司君が組合同規約第8条第2項の規定により、令和2年4月26日から管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、監査委員から、令和2年7月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	谷 島 君	会計管理者	島 田 君
副 管 理 者	島 田 君	庶 務 課 長	高 橋 君
副 管 理 者	坪 井 君	所 長	三 橋 君
副 管 理 者	安 藤 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

2番 大和田 寛 樹 君

3番 村 上 泰 道 君

の両名を指名いたします。

日程第3 監査委員の選挙

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、監査委員の選挙を行います。

本件は、監査委員1名が欠員となっているため、組合規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

監査委員に、鈴木康仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました鈴木康仁君を、監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

鈴木康仁君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

鈴木康仁君からご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（鈴木康仁君） ただいま〇いただきました石岡市選出の鈴木康仁です。どうぞよろしく願いいたします。

日程第4 議案第7号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第4、議案第7号・令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、谷島君。

○**管理者（谷島洋司君）** 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第7号・令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額548,619,747円・前年度比159,761,755円（22.55%）の減、歳出総額462,301,387円・前年度比148,643,874円（24.33%）の減となりました。

これにより、令和元年度の実質収支は、86,318,360円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金444,120,000円・前年度比182,950,000（29.18%）の減、使用料及び手数料6,979,364円・前年度比255,970円（3.81%）の増、繰越金97,436,241円・前年度比2,716,592円（38.65%）の増、諸収入84,142円・前年度比4,228,317円（98.09%）の減となりました。

次に歳出では、議会費885,039円・前年度比378,107円（29.93%）の減、総務費30,174,828円・前年度比4,713,044円（18.51%）の増、衛生費394,868,156円・前年度比11,148,195円（2.91%）の増、公債費36,373,364円・前年度比164,127,006円（81.86%）の減でした。決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○**議長（関口忠男君）** 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

監査委員、市村文男君。

○**監査委員（市村文男君）** 地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました、令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類につきまして、令和2年7月27日に審査をいたしましたので、監査委員を代表いたしましてご報告を申し上げます。

審査に当りましては、一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証拠書類等により収入支出の照合を行うとともにその計数の正確性、予算の執行など決算に関する審査基準に基づいて審査を行い、あわせて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書並びに関係調書はいずれも関係法令の規定に準拠しており、その計数は正確であることを確認いたしました。

また、施設の処理運転については、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適正かつ正確な体制が構築されており、構成4市からのし尿等は遅滞なく円滑に処理されていることを確認い

たしております。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず初めに、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

初めに、6番高野要君。

○6番（高野要君） 6番、高野要でございます。通告に従いまして、質問2点ほどさせていただきます。

まず1点目でございますが、この柏山浄化プラントですが湖北環境衛生組合のプラントもはやできて十何年ですかね。16, 7年なるんですかね。そういった中で、この地域とのコミュニケーションというようなことで草刈りをですね、この組合から依頼されまして地元の人たちはせっせと13年間続けて参りました。そういった中で、いろいろ組合の方から諸問題、多々、某議員等々からいろいろな諸問題が出されまして、そして裁判などにもなってきたわけでありまして。その裁判もですね、先日、和解ということで行政と某議員は終わりました。しかしながら、その内容にある地域の方々の問題は解決されずに棚上げとなっているわけでありまして。随意契約と債務負担行為、事務処理のミスについては和解しましたが、あとの分については何ら問題視せず、和解ができたということで終わったようであります。しかしながら、やはり地元の方はここで50年間この施設を守ってきております。そういった中で、何が何だか分からない。13年経ったら、お前たちがやってる草刈りは悪いんだよ。お金もおかしい。何がおかしい。そんなことで誹謗中傷され、そして最後には裁判の中でも取り残されたわけがあります。私はそのようなことを、これは絶対に許すわけにはいかない、というようなことで一生懸命に自分の弁護士に、そしてここにおられる管理者さん、そういったとこをせっせと歩いて参りました。しかしながら、やはりこういった揉め事が起きるのには、やはり双方に私も問題があるのではないかと。意思の疎通が足りなかった。ただ仕事をやってただけで、何にもなかった。コミュニケーションというのは名ばかりで、それはコミュニケーションではなかったと私も判断したところでございます。そういった中で、このまま放っておくわけにはいかない。この施設を皆さんが出て行ってくれれば一番良い話であります。この施設を出ていけつつも、分かりましたっていうようなね、管理者はいない。ですから、私は1日も早くこの地域の柏山浄化プラント対策委員会、そして組合を、やはりもう一度元のようになつて和をもってやっていくような形をとらなくてはいけないというようなことでですね、努力してきたところでございます。

先日そういった中で、弁護士から電話がありました。それで私、地域の方々と一緒に参りましたところ、もうそろそろ和解しろよと和解案が出ました。それが裁判官から出されたということでありましたので、私も地元の人たちに裁判官がということであれば、それはまあ

いろいろ引くに引けないところがあるだろうけど、そういった形の中で進めていただければいいんじゃないかというようなことで話をしたところでございます。

そして、今泉市長のところへも何度も何度も参りました。そういった中で、昨年ですかね、今泉市長も和解についての文書を弁護士のほうへ送っておいてくれまして、その弁護士がですね、その和解文を裁判の中で提起したことなんでしょうけど、もう時期じゃないのかというようなことで骨折っていただいているところでございます。そこで私も、今泉市長がですね、ここでお聞きしたいのは、もう和解は進めていただきたい。しかしながら、今泉市長が和解というようなことで原点に戻ると称しましてから1年が経っております。そういった中で、やはり管理者の皆さん大変忙しいかとは思いますが、そういった中でもこの地元が今まで皆さんにですね、尽くしてきたことを考えたとき、皆さんは何が1年間でやってきたんではないかと、かように思いましてですね、今日は質問をさせていただくところでございます。

で、別に難しい質問ではないです。私はですね、この1年間、和解に向けた内部協議、この地域のことを思うのであれば、そういった会議もされてるかと思ひまして、この内部協議がですね、どのような状況なのかお伺いをいたします。

また、和解に向けて解決すべき課題。これは双方であるかと思いますが、そういったことが協議の中でですね、解決方法、内容ですから、そういったことが出ておりましたらそれもお伺いしたい。

あと3点目なんですが、和解の時期ですね。前回の裁判、民事でありましたけど、その時には非常に職員が頑張りましてですね。もう本当に数カ月の中で和解が進んだというようなことがございますが、もうこの浄化プラント対策委員会のこの和解の話が出てから1年も経っているわけでございますので、その辺のところですね、どうなっているのか。やはり時期等々は考えているのかをお伺いいたします。

あとはですね、どうしてもこの和解について、今日、地域の方々から頼まれて来ました。私たちは今、もうこのような騒ぎが起きてから5年経つけども、全然何が悪かったのか分からない。そういったことがきちんと明確に説明できれば、和解の話し合いにもすぐに乗れる。自分の悪いところは謝罪します。謝ります。ですから、この地区の人たちが悪かったというところを私はお示しを願いたい。地区の人たちは何にも分からないそうです。草を刈ってきてお弁当を食べて、なぜそれが悪いのか。その辺のところも分かりましたらですね、お示し願いたいと思います。今日はですね、土浦市の安藤市長さんもですね、これから土浦は撤退するっちゅうことでね、私もここでお会いするのは今日が最後かなと思いますのでね、この議会がね。そんなにあまり声を荒げたりなんかしないでね、ソフトに考えておりますんで、より良い答弁をお願いいたします。1回目終わります。

○議長（関口忠男君） 庶務課長、高橋君。

○庶務課長（高橋加通君） 柏山浄化プラント対策委員会との和解の進捗状況について、ご

答弁申し上げます。

柏山浄化プラント対策委員会委員長が原告となる、請負代金請求事件につきましては、水戸地方裁判所土浦支部において係争中でございます。現在、裁判所から和解について進めるよう、示唆されております。内容につきましては決定されておりませんので、ご答弁は控えさせていただきますと思います。1日も早い解決となるよう努力して参ります。

以上でございます。

〔「今分かればね、議長ちょっといい。何か地域で問題があったのかどうか。こないだ職員の人とね、聞いたら、地域には問題はありませんでしたという見解をいただいたので、まあそうであれば、そういった見解をね、管理者からいただきたいなと思ひまして。地域の人でも安心すると思ひますのでね。今、4項目目に質問したところでございませぬが、管理者に見解をお伺ひします。なんか2回も質問しちゃってすいません。」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 柏山浄化プラント対策委員会との和解につきましては、先ほど庶務課長が答弁したとおりでございます。まあ裁判所にご助力をいただきながら、早期解決に向けて進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） 管理者ね、今そういうこと聞いてないんですよ。私が聞いたのは、話聞いているのかどうか分かんないんですけど、和解にあたって地域の方々に何か問題があったのか、それを聞いているんですよ。問題があったのであれば、それはね、やはりこれからの和解、それに向けて、大変ご迷惑かけしましたということになるんですよ。しかしながら、何が悪いんだか分からないんです。13年草刈りました。その結果が、何か分かんないけど裁判なったりなんかしてましてね。地域が今日まで、前々市長に願ひされて草刈りをやってきました。それでなぜこういうことになっているのか。だから悪いことがあればきちんとしたいということなんでね。今言ってるのは答弁にならないんですよ。かみ合っていないんです。4番目に聞いているんですけど。でもこれ管理者、無理ですよ。管理者分からないよね。分からないの分かって聞いてるんだから、悪いかもしれませぬけど。やはりね、これあの先日、もう長いこといる所長にね、お伺ひしました。そしたら所長さんは、地元の人は何も悪いことはございませぬと言ってくれましたもんですから、今日質問をしたわけでございませぬけども、所長さんの見解としてはそれで間違いないですかね。お伺ひします。

○議長（関口忠男君） 2回目ですよ。

○6番（高野要君） 2回目、これで終わり。答弁はするんでしょ、2回目の。答弁それで終わり。まだ1回目だから、2回目の質問だから、2回目の答弁しなくちゃ。2回目の答弁してください

から出してやろうと、そういうお金でもないと思うんですね。ですから、それでなく、アバウトにこのお金50万もやっておけばいいだろうということになると行政としては大きな問題が生じてくるのではないかと思うんですね。やはり人に物をやる、提供する、そういったときはきちとした根拠が示せるような、そういった対応等々も含めて必要ではないかと私は思っております。

そういったことで、以上4点ですね、1回目ご質問いたします。

○議長（関口忠男君） 庶務課長，高橋君。

○庶務課長（高橋加通君） ご答弁申し上げます。まず、対象となった地区に関しましては、東府中地区になります。続いて、自治振興助成金につきましては、平成30年度から創設されております。文書等でのお知らせや地元説明は行ってないのが現状であり、その中で助成金制度が進められ、平成30年度は対象となる3地区からの申請はなく、令和元年度は先ほどの1地区のみの申請となりました。周知が不十分であった点につきましては、申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないように周知を徹底し、対象地区に制度の説明を行なって参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番，高野要君。

○6番（高野要君） 庶務課長に答弁を求めるのは大変かわいそうなことでございますね。けどよくここまで庶務課長がですね、答弁してくれたなというふうに思っております。今の内容聞いても分かるとおり、管理者さん、中身はずたずたです。ただやりたいだけです。お金をやっとならば言うこと聞かだろ。私はその辺の感覚が許せないんです。分かりますか。ね、作りました、周知はしません、気が付いて来たときには払います。そういう助成制度ってどこにありますか。そういう助成制度ってないですよ、これ、行政の中で。こういったことをここ3年、2年間もやってきたという、この組合というのはどういう組合なんですか。管理者さんは本当に地元でこういった助成をしようとか、そういったことを真剣に考えているんですか。私が不満だったのは、そもそもこの50万円が不満でした。何かっていうと。月々14,000円。今うちの孫も月々14,000円じゃ喜びません。今そういう時代です。何かをやっとならば言うことを聞かだろと、動かだろと。それはね、もう古い考えですよ。お互いに合意形成ですよ。全員一緒にやっとならば。それがね、今のこの迷惑施設と隣接の在り方だと思うんですね。それが全然そういうこともなくてね、今、庶務課長が答弁したように何も知らせてないんですよ。おそらく、今、管理者、副管理者おりますけど自分たちの地元で助成制度作って、あつためてるなんてことないでしょ。誰も来ないですよ、分かんないもん。そんなことこやっとならばですよ。管理者いいですよ、管理者真剣にそんなに考えなくても。管理者分かんないでしょうから。責任は感じてもらいますけど。なんか私はね、そういったことがね、この組合の、やはり揉め事とかそういったことやってます、そういった弊害なのかなと私は思ってお

ります。

まあね、ここでね、石岡の場合です。ちょっと申し上げてみます。時間ありますから。石岡市の助成金の場合で申し上げますと、石岡市の補助金はそのほとんどが単年度要綱で交付されます。それは毎年度、それぞれの補助金の公益性や妥当性、公平性などを評価した上で予算化するためと理解しております。当組合の自治振興助成金はそれと違って条例に基づいておりますので、組合から言えば来年もあるのが当たり前かもしれません。しかし、一般市民にとっては石岡市の他の補助金同様、毎年度の広報、周知活動は必要だったと考えます。事実、私が確認したところでは、申請を出さなかった地区の区長さんは助成金の話は第3者から聞きましたが一度も説明に来たことはない。今日まで助成制度の周知はありませんでした。そういったことで、その中で、助成金があったらどうしますか、それは考えますが説明をしていただければもらうこともやぶさかではないとも言っておりました。

しかしながら、こういったお金、私がいただきます、総会で諮らなければだめなんです。ですからこういったことができたなら早めに言っていただきたい。そういったことをですね、言って、本当にこの組合のそういった広報とかそういった事務職、管理者のだらしなさにですね呆れてはおりました。まあ揉め事もいつもやっておりますから、こんなことは当たり前かなとも私に聞かせてくれました。もうこれすでにですね、今日この決算書が出てきてしまって、出納閉鎖はしております。もう取り返しはつきません。今から補正を組むこともできません。これ組合管理者はですね、管理者にお伺いしますが、令和元年度に生じたこの不公平をどのようにですね、考えているのか。来年度、この地区に関しては2年度分くれるのか、助成してくれるのか。交付を受けられなかったこの地区は実質的に損害を被ったとして諦めるのか。管理者にお伺いしたいんですが、こういったこの不始末ですね、どのように感じておりますか。これ平等とか不平等とかいう前に、もう危機管理っていうかね、そういったことが欠落してるんですよ。その辺のところですね、まあ今後のことがありますんで各管理者にですね、ご答弁を求めます。

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 先ほど質問がございました、まずあの、地区の反対署名についてでございますが、私の方でまだ詳細は把握しておりません。それと自治振興助成金の交付の公平性につきましては庶務課長が答弁した通りでございますが、確かに周知が不十分であって1地区のみの交付となったことに対しましては申し訳なく思っております。今後は対象地区への制度の周知を徹底して、事業を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 次の質疑者に、

「各管理者さんに聞いてくださいよ、大事なことです。私、各管理者ということで、副管理者も含めて要望しておりますのでお願いします。」と呼ぶ者あり

○議長（関口忠男君） 副管理者，島田君。

○副管理者（島田穰一君） 先ほどの管理者の答弁のとおりでございますので，足並みをそろえて，よく協議をしながら今後進めて参りますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 副管理者，坪井君。

○副管理者（坪井透君） より良い施設となりますよう，皆さんにご協力いただきながら努力して参りたいと思います。

○議長（関口忠男君） 副管理者，安藤君。

○副管理者（安藤真理子君） 管理者，副管理者とともに協議を進め，皆様方の○ようなお手続きを進めることができればと思っております。

○議長（関口忠男君） 次の質疑者に移ります。3番，村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今回，1項目通告してございます。内容につきましては，ただ今，先輩議員からもございましたけれども，詳細は通告した内容で1つ目についてご質問して参りたいと思います。またあの，この質問につきましては，先の令和2年2月19日の第1回定例会においても，同内容の事業について質問いたしました。

1点目でございますが，助成金の執行状況ということで，質問した当時でございますけれども，現時点で申請はございませんということでございました。その後，本事業がどのように運用されてきたのかということで，お尋ねして参りたいというのがこの1点目でございます。内容につきましては，令和元年度につきましては東府中地区のみからの申請ということでございましたが，この申請の額，また，助成金の決定額，まあ決算書を見れば詳細はあるんですが確認のため，決定額。また，その決定をした日，執行日について1点目お尋ねをいたします。

続きまして2点目，助成金額の決定についてということで，この助成金額の申請に対して助成額の決定までのプロセス，特に額の査定等についてお伺いしたいと思います。この湖北環境衛生組合自治振興助成金の条例ならびに施行規則によりますと，助成金の対象経費としまして，助成事業に必要な報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料並びに備品購入費等とございました。また，助成の限度額につきましては，当該年度の予算の範囲内で決定するというふうでございます。今回決定した東府中地区の申請から助成額の決定までのプロセスについてお尋ねをいたします。

3点目でございます。今後の助成金の事業運用についてお尋ねいたします。課題や今後の見直し点などということでお尋ねをして参ります。先ほど管理者からもございましたが，地区の反対署名等があったということでお話がございましたが，そもそも，この申請に対して前回の定例会でもございましたが，それぞれの地区のルールや手順に沿って助成金交付に対する意思の形成を図っていただきたいということで事務局長よりご答弁がありまして，まあ今

回実際に助成の執行がされているということであれば、まあこのプロセスはきちんとクリアしていたのかなというふうに思います。そういった地区の意思形成の段取りや、また、あの前回の定例会でもご質問しましたが、今後は事業の運営にあたって内部の規定の査定などを詳細にはいかがか、ということでご提言差し上げましたけれども、その後具体的な検討や実施されたことがあるのかをお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○議長（関口忠男君） 庶務課長，高橋君。

○庶務課長（高橋加通君） まず初めに、湖北環境衛生組合自治振興助成金の執行状況についてお答えいたします。令和元年度に助成金の申請のあった地区は東府中地区のみで、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行規則第3条の規定に基づく申請額は50万円でした。その後、同施行規則第6条の規定に基づく実績報告がなされましたので、同7条の規定に基づき、助成金額36万1,429円が確定し、令和2年3月31日付でその旨の通知をいたしております。

次に、助成決定までのプロセスについてお答えいたします。本助成事業は、湖北環境衛生組合自治振興助成金条例をはじめ、施行規則及び平成31年度事務取扱要領に基づいて執り行っております。まず、施行規則第3条の規定に基づき東府中地区区長より助成金の交付申請がございました。審査をした結果、助成金の交付を決定したので、同第4条の規定に基づき交付決定通知を行いました。次に、同第6条の規定に基づき区長より助成事業実績報告がなされましたので、同7条の規定及び平成31年度事務取扱要領に基づき厳正に審査をした結果、助成金額36万1,429円が確定し、その旨を交付助成金確定通知書により通知いたしました。通知に基づき区長より助成金の請求書が提出されましたので、確定額を交付いたしましたものでございます。

次に、今後の助成金事業運営についてお答えいたします。本助成金事業は平成30年4月に施行され、その後2年強が過ぎました。昨年度は1件の交付を行い、本事業に対する課題等も見つかって参りました。今後は各地区との話し合いの場を設け、本事業に対する各地区住民の方々のご理解をいただき、また、各々の意見及び要望等をふまえ、より良い事業としてゆく所存でございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 3番，村上泰道君。

○3番（村上泰道君） ありがとうございます。ただ今、詳細をご説明をいただきました。まあ執行の状況については、50万円の申請に対し確定額が36万1,429円ということで、こちら決算書にありました数値と合致してございまして、内容が1件分であるということと整合性がございます。理解をいたしました。また、金額の決定がですね、3月31日というふうにございましたが、やはり限度額については予算内という規定がある以上ですね、全ての地区の意思確認がされたのち、しっかり金額の決定がせざるを得ないというような状況の中で、まあ金額の確定が年度末であったという状況についても理解はいたしました。

2点目について、助成金額でございますが、申請額が50万円であったことに対し決定額が36万1,429円ということで、この差額が生じてしまった要因についてをお尋ねしたいと思います。対象外の項目、まあ先ほど助成対象経費ということも質問の中で触れさせていただきましたが、対象外の項目が申請に入っていたのかも分かりませんが、やはりあのこういった助成制度については、地区の方々へ分かりやすい運用に努めていただきたい。そういった運用が分からずに、誤った申請の仕方をしてしまったり、誤った項目について申請を出してしまったということも考えられます。逆にあの詳細な説明があれば申請額、決定額に差が生じなかった可能性もございますので、まあ地域の方々への分かりやすい事業の運用に今後も努めていただきたいと思います。

それと3点目でございますが、今後の助成金の事業運用についてということで、まあこの令和元年度が初めての事業の運用ということでご説明があったように、やはり施行してみて、実際条例や規則を作っただけでは分からなかった実際の問題点等が出てきたかと思います。特に助成限度額が当該年度の予算内の範囲で決定するということに対しまして、この項目があるがゆえに、対象3地区からの申請が出そろってから金額を決定せざるを得ない状況。また、各地区からの申請総額が予算を超えてしまった場合やそういった取り決め等が詳細に決定されていない現段階で課題が見えてきたというふうに感じております。対応としまして、地区ごとに定額、定めた額というのを定額を決めておく、または予算に対する分配割合を事前に決めておくなど見直しが必要ではないかというふうに感じております。こちらについては事務的な見解、また、管理者の見解をそれぞれ伺って質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（関口忠男君） 庶務課長、高橋君。

○庶務課長（高橋加通君） まず、差額の部分に関しましてでございます。平成31年度湖北環境衛生組合自治振興助成金事務取扱要領に従いまして、実績報告で申請が挙げた事業に対して、それが助成の対象かそうでないかの振り分けを厳正に精査させていただきました結果、防犯灯の電気料と修繕費及び集落センターの修繕費が該当となりましたので、その他の経費は認められなかったため減額の交付に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。先ほど議員のおっしゃるとおり、本助成金事業には各地区の予算振り分けなど課題がいくつかございます。それら課題を早期解決するとともに、今後は住民の皆さんの声を聞きながら説明を行い、分かりやすい運用に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般

質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

6番、高野要君。

○6番（高野要君） 6番、高野要です。議案第7号・令和元年度決算認定について、自治振興助成金の申請における地区内の同意についてですね、お伺いいたします。

自治振興助成金の交付対象は、条例第2条で地区の区長と定められております。地区の区長と言っても、当然個人に交付されるわけではないので、中には区長が勝手に申請を行うことに反対をする住民がいる地区もあると伺っております。しかし、以前の執行部の答弁によると、申請は地区の総意によって行われるとのことでした。総意という言葉は一般的に全ての者の意向、全員の考えと理解されるわけでありまして。これは議会の答弁でありますので公文書であります。この言葉は議会での答弁でありましたので確かです。この言葉はですね、私も100歩譲って、100%は求めないが複数の反対者があつては無理と理解できると思います。今回助成金を受けた地区は、地区の総会での総意としたようですが反対者も多くあったようです。また、この助成金に対する反対の同意は、この地区110戸のうち84戸の助成金はいらないとの署名をしております。この名簿は管理者にも届けてございます。私はこの総意という言葉、この議会での言葉を信じまして、地域の方々はまだ迷惑料はもらってるんだからいらぬ、早く出て行ってほしいんだ、そういったことで署名を地区の人は集めたわけでございます。この署名がきちっと管理者に渡っていることは事実であります。

そこでですね、このように多くの反対者、110戸中84戸ですね、世帯主ですけど。そういった反対者があるにも関わらず、何一つ検討の余地はない、検討はしない、また不始末。私はこのような助成金を支払うときにですね、このような現状ですね、周知もしない、反対者がこれだけある、80%もある。しかしながら、それを平然として、何の疑義も持たず支出する、その気持ちが信じられないんです。皆さん、これは管理者のお金ですか。違いますよ。このお金は市民の税金です。やはりその辺のところは私はしかとね、考えた中で、出すなというんじゃないんです。しかとして出すべきじゃないかということ言ってるんです。私のお金でもありません。皆さんがたくさんもらえて、そして地域が良くなることは良いことなんです。しかし、こういったお金を出すには、やはりきちっとした縛りがなくてはだめなんです。その縛りは地区じゃないんです。皆さんです、管理者にです。私はそのように思っております。で、誰のどこだからいいやとかね、いかっぺここらなら、そんなもんじゃないです。この多くの反対者、そして周知徹底しない不始末、これは皆さんの問題です。こういったことをどう捉えているのかね、この交付に関して。私は来年も再来年もお金を出して結構です。しかしながら、このような支出では市民に対して申し訳ない、納税者に対して申し訳ないと私は思っております。まあ現状をですねどう捉えて、支出してるんですから、きちっとした形はあるんでしょから、どのような形で支出しているのかをお伺いいたします。

○議長（関口忠男君） 庶務課長，高橋君。

○庶務課長（高橋加通君） 議案第7号・令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算中，自治振興助成金の助成金申請における地区の同意についてお答えいたします。

東府中地区へ交付した本助成金は，平成31年度湖北環境衛生組合自治振興助成金事務取扱要領に基づいた申請が東府中地区長よりあったため，組合といたしましては区長は地区の代表者であることから地区の同意がなされたものと解釈し，交付いたしました。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番，高野要君。

○6番（高野要君） 私そんなこと聞いてないんですよ。区長が来たから区長でいいんだよとか，そういったことじゃないでしょ，私が聞いてるのは。この助成金の支出の仕方ですよ。それはいいでしょうよ，来てくれて本当にご苦労さんでした，あなただったら信用できますねっていう。だけど，総意ということを議会でちゃんと公文書で残してるじゃないですか。この議会はそんなにいい塩梅な議会なんですか。ここで言ったことは責任持たなくていいんですか。私は言っているでしょ，お金を出すとか出さないとか，そういうことを言ってるんじゃない。やはり決め事はしっかりやるべきじゃないのか。ぐずぐず言ってっけど大丈夫だよ，時が過ぎればね，終わり。そんなもんじゃないでしょ，これ。皆さんあれですよ，ちゃんと判子まで押してるんですよ自筆で。それと今言われた区長さんが来て，はい総意です，秤にかけてどうだったんですか。どちらが正しかったんですか。私はね，秤にかけるとかなんか言ってない。そういったことがあったときには，もう一度ちゃんとね，確認をするんであればもう一度調査したらいいじゃないですか。来たから出してやる。今言ったよね，あなたが言った言葉はあれですからね，公文書で残りますからね。私は絶対に許さないです。なぜかっていうと言葉に責任を持ってない。議会での執行部の答弁も責任を持ってない。私は住民監査請求をかけて，きちっとした形をとっていきたいというふうに思っておりますので，答弁はそこで結構です。まだ13分ありますのでね。

まあコミュニティー，コミュニティーと言っております。今判明しましたけど，コミュニティーは電気料ですね。地域のコミュニティーっていうのは何かちょっと違うかと思うんですが。電気と電気の修理がね，コミュニティーであればどこでも申請し易いと思うんでね，今度は早くやっていただきたいと思います。条例第2条で定める助成対象は区長ではなく，私はやはり地域コミュニティーでなければおかしいと思います。その代表者が申請を行う，定めることが道理であります。また，地区の総意という言葉があれば，それは今，庶務課長が，来てくれて信用しましたということではない。お金を払うのであれば，それには絶対に必要かと思えます。会議録，全てそういったものが必要であるかと思えます。来年度からは総意で来たときは全部お金お支払いください。こういったことが，やはりひとつね，市民に対して市民の税金を使わせてもらう以上，大事なことだと思うんですよ。お金は払うんだから，

それにはかくかくしかじかでちゃんと支出しましたっていうね。私はそういったところをね、ここ田舎じゃないんです、田舎でもそういうことやってないと思うんですが、しっかりとやっていただきたいと思います。これ条例のね、定めについて今、条例条例って話してますけど、じゃあ執行部はどのような見解ですね、条例に対してどのような見解を持っているのか伺いたいと思います。

それとですね、これ2回目で終わっちゃうんだよね。私が承知するところは、ある地区では区長の助成金の交付申請することに反対する方が相当いたと聞いております。反対する方が相当いたということは総意ではないわけでありまして。先ほど申し上げましたけど、反対の署名もたくさん集まっています。それを管理者は、何度も言いますが、ただもらっただけでなんら参考にもしていない。非常に残念でなりません。そこでですね、まあこの地区におけるこのような取扱い、そうですね、これからもこんなずさんな形でお金を支出していくかとは思いますが、まあ執行部がですね、以前に答弁しました。私もその言葉をずっと信用していました。ですから、どういった地区においても皆で話し合いをして、それでしっかりといただいて何に使いましょうと、そういう見解が決まった時にね、私は初めて申請かなというふうに思っておりましたが、まあ来てね、はい分かりましたということなのでね、他の区長さんにはそのように伝えたいと思います。

それとですね、私この交付決定、非常に疑問があると思っております。今私が述べただけでもね、本当に大丈夫かよというような感じかと思いますが、まあ間違いないと言っているんですから間違いないんですが、もし間違ってた時、じゃあもし間違ってる、何が起きるかわかりません。そういった時に執行部はですね、この補助金の取り消し、そういったこともあるのか。まあもらったお金ですから、そういったことはないと思いますけども、やはりそういったことも考えておく必要性はあるんじゃないかなと思います。地区の人が問題じゃないんです。皆さんがしっかりしないからこういうことになるんです、管理者含めてね。私も何度も何度も聞きます。しかしながら、なかなか答えは返ってこない。まあこれからね管理者さん、私ももう少し議員活動していきます。ですからもう少しですね、自分の地域だけじゃなく、こういった石岡市もですね、考えていただければというふうに思います。そこでもし間違いがあった時はこの交付決定、取り消すのかどうか最後にお伺いします。

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 交付決定につきましては、令和元年度交付したものでございますので、それについては正しい交付であったと考えてございます。あとそのほか、地区の総意であるかどうかというお話なんですけど、平成30年の第1回組合議会定例会におきまして、高野議員の質疑にもお答えしたとおり、助成金の交付には地区住民の総意が不可欠であると考えております。まあ地区の代表者である地区長からの申請であればそれが地区の総意であるとも取れますけれども、それを裏付けるためにも湖北環境衛生組合自治振興助成金条例施行

規則第4条の規定に基づいた交付決定の際、交付には区的意思が確認できる書類の提出を条件として、同施行規則第6条の規定に基づく実績報告の際、東府中地区定例総会の議事録等も添付していただきました。これら書類により、組合では本申請の地区の総意であるものと解釈いたしましたところでございます。以上でございます。

今後は対象地区への制度の周知を徹底して、事業を進めて参りたいと思いますのでどうぞご理解願います。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

6番、高野要君。

○6番（高野要君） 6番、高野でございます。反対の討論を行います。私は議案第7号・令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について反対、つまり不認定すべきという立場から討論をいたします。

先の質疑で明らかになったとおり、令和元年度における自治振興助成金におきましては、助成対象が東府中、行里川、東大橋と条例で定められているにもかかわらず、その内東府中地区にしか交付されないという非常に不公平な事務が行われております。助成制度について周知は全くなかったとのこと。私はこの不公平な交付に管理者以下組合執行部の何らかの意図を感じずにはおられません。地元に対しそのような不公平な意図をもって運営された令和元年度の組合の不正を私は何としても認めるわけにはいかないわけであり。一方、地区内における合意の形成についても、組合執行部は私たち議会に対して地区の総意という見解を示しておきながら、実際には全く異なった運用を黙認し、地区内の反対があっても助成金を交付してしまっている。執行部の事務の進め方は地元の皆さん、そして私たち議会に対して誠実さに欠けているとしか思えないわけであり。私たち議会の使命は地元をはじめ、各構成市の市民を公平に扱い、誰にも等しく行政効果を届けることとあります。それをチェックすることは我々議会の使命であります。従いまして、議員各位におかれましては、このように地元不公平な取扱い、また、不誠実な事務の執行を行った令和元年度の組合運営を決して見過ごすことなく、毅然として決算を不認定とすることにご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上で私の反対討論といたします。

○議長（関口忠男君） 他に討論はございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号・令和元年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5 令和2年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、令和2年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査を議題といたします。

今年度の調査につきましては、昨今のコロナ禍の現状を鑑み、中止といたしたいと思えます。

お諮りいたします。本件を中止することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、本件は中止することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和2年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後 3 時 59 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 大和田 寛 樹

署名議員 村 上 泰 道